

有給休暇取得義務付け2019施行

年5日取得させない場合、1人あたり最大30万円の罰金の可能性あり

残業時間の上限規制2019施行 中小企業2020～

同一労働同一賃金制度2021施行 他

働き方改革 対応セミナー

経営者・労務管理
担当者 必聴！
実務対応は??

…働き方改革は中小企業にとってチャンスにもなる！

「働き方改革」…言葉だけが一人歩きしている感がありますが、企業として具体的に何をすべきなのか、イメージできているでしょうか？働き方改革は、中小企業にとって将来に向けてのターニングポイントとなるのではないのでしょうか。残業規制や有給休暇の取得率アップ、非正規社員の処遇改善などの中小企業にとって負荷の大きいポイントが多くあります。自社が目指す企業のあり方について考えるきっかけにしてみましょう。ぜひ、皆様多数のご参加をお待ちしております。

1. そもそも働き方改革とは何か？
 2. 長時間労働、過重労働の規制
 3. 年次有給休暇の取得について
 4. 同一労働・同一賃金
 5. 最後に
- …働き方改革は中小企業にとってチャンスにもなる！

《とき》 令和2年1月22日(水) 14:00～16:00

《ところ》 盛岡南ショッピングセンター「ナックスホール」 《受講料》 無 料

講師 川村啓之 社会保険労務士事務所 代表 川村 啓之

1971年生まれ、青森県津軽育ち。青森県立弘前高等学校卒業、東京大学文科I類中退。地元の中堅食品小売業に入社。各種業務経験後、人事課長として、総務人事業務全般を統括。労務管理、人事評価、社員教育、新卒・中途採用企画運営にあたり、その後退職。

2005年、社会保険労務士試験合格、弘前市にて川村啓之社会保険労務士事務所を開業。2009年、経営コンサルティング会社(株)アシストパートナー・ヒロを設立し、代表取締役。2012年、弘前大学大学院卒業。流通・飲食・サービス業・運輸・医療・介護業界の労務管理、企業の利益に貢献する就業規則の作成を得意とし、県内企業をサポートしている。さらに行政機関や各種団体の講演実績も多数あり、わかりやすいと好評を得ている。



【主催】 盛岡法人会紫波支部 TEL. 672-2244 / FAX. 672-2316

【共催】 紫波町商工会 工業部会

キリトリセン

《1月22日「働き方改革対応セミナー」 参加申込書》

事業所名		TEL	
ふりかな 受講者名	①	②	
	③	④	

ご記入いただきました氏名、住所、電話・FAX番号は「紫波町商工会・盛岡法人会」のサービスのお知らせに利用させていただきます。